

司法アクセスと法教育

——社会参加・包摂と法教育との関連 を中心に

橋場典子*

Abstract

Law Related Education (LRE) can be an effective solution of the social exclusion of the poor, disadvantaged, or minorities. One main purpose of LRE is to facilitate participation of varieties of people in the civil society.

The contemporary LRE movement in Japan is, however, not sufficient to fulfill the purpose, because it is still too much bound by the school-education and nation-state paradigm. It is the paradigm that recidivates the social exclusion generationally. Sociology of education points out that cultural and social stratification is regenerated through the school-education systems.

We need to find alternative paradigm of LRE, which focuses on connection between the excluded people and the society. When denied judicial access or outreach, or when fleeing institutional or social engagement, what could be the primary cause? Here, clues are found in a knowledge framework that confirms and acknowledges self-affirmation.

Another approach, which binds welfare, judiciary, and education together, may be attained through so-called cause or pro bono lawyering. Though it is not necessarily an education-oriented activity, de facto function thereof is worth of consideration. Whilst keeping contemporary LRE firmly in mind, this piece has sought to highlight the existence of new possibilities for legal education through

* 北海道大学大学院法学研究科博士生。

Ph.D Student, Graduate School of Law, Hokkaido University (a doctoral candidate).

adopting a perspective of social inclusion.

Keywords: Access to Justice, Social Inclusion, Social Capital, Self-affirmation, Law-Related Education

1. はじめに

本稿では、従来とは別の枠組みから「法教育」(Law-Related Education)を捉え直し、「法」や社会への認識と社会参加との関連を分析することを通して、「法教育」の新たな側面と可能性を探るものである。

「法」や社会に対する認識、自己に対する認識は、司法へのアクセスや社会への参加にどのように関連しているのだろうか。また、このような認識の枠組みの転換に対して、「法教育」は寄与し得るのだろうか。

以下では、まず日本の「法教育」の概要について整理し、本稿で意図する「法教育」観の全体像を示す。つぎに、今日の日本社会が直面している問題を直視し、社会への「参加」や司法へのアクセスを阻害するものにはどのような要因が存在しているのかを、主に認識の枠組みから検討する。最後に、児童養護施設における「法教育」実践の分析を通して、司法へのアクセスや、社会関係資本(social capital)¹とのつながりを涵養し得る可能性を持つものとして、従来の枠組みとは異なる側面における「法教育」の役割と可能性が存在するのではないかと、という問題提起を行う。

2. 「法教育」とは

2.1 「法教育」の特徴

近年、日本では法やルールに関する教育として、「法教育」が注目を集めている。

日本における「法教育」(Law-Related Education)は、アメリカにおいて1960年代後半から行われてきた実践を参考にしたものである。従来から、社会科教育学の分野や、法律専門家の中で、法に関する教育活動は独自に展開されていたが、アメリカの「法教育」を意識的に参考として活動が展開されたのは1990年代以降のことである。

¹ 人的関係資本、物的資本等に加え、地域ネットワークや地域社会への参加、メンバーシップによる相互扶助や信頼なども含めた概念。こうした社会関係資本の欠如が、社会的排除状態の背景にある。本稿では、ロバート・D・パットナム(2006)が触れている社会関係資本(social capital)の議論を念頭に置いている。

法律専門家ではない一般の人々を対象に、法や司法制度への理解を深めることや、それらの基礎となる価値への理解、また法的な思考の涵養を目指している。この点で、主として大学などで法学部の学生やロースクールの学生を対象として行われる「法学教育」(Legal Education)とは趣旨を異にした取り組みであると言える。

具体的には、一連の司法制度改革に伴い「司法教育の充実」を目指すことが掲げられ、2001年には「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させる」ことが提言された²。また、2003年には法務省に法教育研究会が設置され、法曹関係者や教育関係者等の構成委員により議論が蓄積された。研究会での議論を基に提言された「報告書」(2004)³では、「法教育」を「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育」であり、「法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育である」こと、社会に参加することの重要性を意識付ける郷「社会参加型の教育」であると定義付けている。

また、学習指導要領の改訂に伴い、社会科教育や道徳教育などの分野で「法教育」の視点が盛り込まれた学習内容が記載されている。

例えば、小学校教育の学習指導要領では、一般方針として「民主的な社会及び国家の発展に努める」ことや、「基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断」すること等が書かれており、社会科や道徳、家庭科、特別活動の時間等において「法教育」に関連する学習内容が記載されている⁴。

同様に、中学校教育においても「法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにする」こと等が記載され⁵、特に社会科においては、公民的分野の目標の中で「個人の尊厳と人権の尊重の意義」や「自由・権利

² 司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書」(2001)。

³ 法教育研究会報告書「我が国における法教育の普及・発展を目指して—新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために—」(2004)。

⁴ 文部科学省「小学校学習指導要領」(2008)。

⁵ 文部科学省「中学校学習指導要領」(2010)。

と責任・義務の関係」を認識させ、「民主主義に関する理解を深めるとともに、国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う」としている⁶。

まとめると、日本における「法教育」は、アメリカのLaw-Related Educationを参考にしながら、裁判員制度導入を含む司法制度改革による強力な後押しと、法化社会における要請、また学習指導要領の改訂が相互的に作用したことに伴い、その注目度及び重要性が増してきたと捉える事ができる。

2.2 「法教育」を巡る各界の動向

「法教育」に関しては、法律専門家においても独自の活動が展開されている。

例えば、日本弁護士連合会は2003年に「市民のための法教育委員会」を設置し、海外視察や教材開発等の活動をしている。各単位弁護士会においても、例えばジュニア・ロースクールの開催や、模擬裁判選手権の実施等がなされている。また、一年に一度発行している「弁護士白書」においても、2010年には特集として法教育活動の展開について取り上げている⁷。そこでは、法教育の目的を「法の基礎にある価値や原則に対する基本的な理解を重視し、法的な考え方や法的参加の技能を身に付けることで、個人が尊重される自由で公正な社会を構築しようとする態度と意欲を育てるもの」と定義付けられている。

日本司法書士連合会も、1999年に「初等中等教育委員会」を設置し、主に高校生を対象として身近な契約や消費者トラブルについて、司法書士が出向き講義を行う「出張法律教室」活動が展開されている。2005年には事業計画の重点事業として「法教育活動の推進」を掲げるとともに、2006年には上記委員会の名称を「法教育推進委員会」に名称を変更していることから、同会が「法教育」活動に力を入れている状況が見

⁶ こうした目標に対する具体的内容として「対立と合意、効率と公正」への理解や「個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性」などについて気付かせることとされているが、こうした目標及び内容について、学校教育現場からは戸惑いが生じているのも事実である。詳細については、紙面の都合上、別稿で論じる。

⁷ 日本弁護士連合会『弁護士白書2010年度版』（2010）。

て取れる。

学界においては、2010年9月には「法と教育学会」が設立され、法学や教育学、法律専門家や教育関係者など、幅広い関係者が関わり、法に関する教育について多角的な視野からの分析が目指されている。この他にも、法律雑誌で法教育に関する特集が組まれたり⁸、「法教育」に関するイベントやシンポジウムなどが多数開催されたりしている。

3. 「法教育」の課題

3.1 現実社会への応答

上述したように、今日の日本では、裁判員制度導入を含む一連の司法制度改革と学習指導要領改訂という強力な後押しがなされたことに伴い、「法教育」が大いに盛り上がりを見せている。そこでは主として法律専門家以外の人々を対象に法的リテラシーの涵養や法的価値への理解を深めること、また社会への参加を目指すといった事柄が期待されている。取り組み主体や方法にそれぞれの特徴はあるものの、市民としての資質を向上させ社会に参加するという基本概念は共通しており、市民性向上としての役割が無自覚にあるいは自覚的に内包されていると捉えることができる。

しかしながら、近年の日本社会では、親戚関係や友人関係から疎外され、頼る人のいない、いわゆる「無縁状態」にある人々の存在や、階層間格差の固定化、再生産化等に代表される「格差社会」の到来などが指摘され、社会的弱者の存在がクローズアップされている。

社会的に弱い立場に置かれている人々は、社会構造から重層的に排除されており、こうした社会的排除（social exclusion）の状況や貧困の問題など、社会に参加したくてもできない状況にある人々も多数存在している。

「法教育」が社会に参加することの重要性を意識付ける教育であると唱えるならば、また、社会への参加に対する意識や、個人の尊厳を重視する態度の涵養を「法教育」の目標に置くのであれば、「法教育」には

⁸ 例えば、法社会学第75号（2011）、ジュリスト1404号（2010）、法学セミナー662号（2010）など。

まさに今、現実社会が抱える諸問題への応答を迫られていると言えよう⁹。

3.2 「法教育」への批判

もちろん、学校教育現場ではこの様な現実社会の状況を意識した取り組みもなされている。貧困問題や格差社会を取り上げた授業実践も展開されているし、現場の教員の工夫と努力によって、有意義な実践が行われている。

しかしながら、一方で、「法教育」に対する批判として、「法教育」実践が展開できるのは、限られた一部の学校に過ぎないという批判もある。つまり、教員も生徒も優秀で、保護者も理解もある、いわゆる「恵まれた」学校で展開されることが多く、「エリート教育」になっているのではないかと、という指摘もなされている。

また、日本において「法教育」は現時点では学校教育現場にほぼ限定して語られることが多く、一般市民に向けた「法教育」の検討が不十分であるという批判も存在する。

学校教育現場での「法教育」実践の展開を深めることももちろん重要であるが、同時に、冒頭で述べた「法教育」の理念や意図を考慮にいれるならば、広く一般の市民社会に向けた「法教育」活動の展開が要請されていると捉える事ができよう。こうした批判や問題点に対して、「法教育」はまさに今、応答する必要に迫られている。

こうした問題意識のもと、以下では、児童養護施設における「法教育」実践の事例分析を通して、社会関係資本（social capital）とのつながりを重視するという観点から「法教育」の新たな側面に注目するとともに、法認識や社会認識の転換に「法教育」は寄与し得るのかという論点についても考察していく。

4. 社会参加と「法教育」

4.1 法認識・社会認識と司法アクセス

法や社会に対する不信感が、司法へのアクセスを拒絶したり、制度の利用を「自ら」拒んでいたりする場合が存在する。

⁹ こうした論点につき論じた論考として、橋場（2011）。

例えば、筆者がフィールドワーク調査を実施した事例の中に、貧困状態にある人や社会的弱者に対する支援活動を行っている弁護士や福祉専門家の活動がある。彼らは、多重債務を抱え路上生活をしていた依頼者（支援対象者）に対して法的問題の解決をするとともに、福祉の専門職と連携し、住居の確保や生活保護受給などの福祉的支援も包括的に実施している。そうした献身的な活動により、依頼者は、それまでの困窮状態から脱却し、援助当時は涙を流して弁護士や福祉専門家に感謝したという。しかしながら、そうした状態は長くは続かず、依頼者はせつかく得た住居から抜け出し、弁護士や福祉関係者には一切連絡もなく、行方をくらましてしまったという¹⁰。

一見、援助者（弁護士や福祉専門家）の登場により、ようやく困窮状態から抜け出せたように思えるが、なぜ依頼者は姿を消してしまったのか。

そこには、社会や他者からの「承認の欠如」と、自分はどうせ社会に役に立たない人間だという「自己疎外」が存在していたと考えられる。制度や条件をいくら整えても、こうした心理的要因も含めて総合的にケアできなければ、結果として当事者を本当の意味で救い出すことはできない。

こうした問題に関して、湯浅（2008: 80）は、「貧困」状態とは金銭的な余裕、人間関係における余裕、精神状況における余裕などが「総合的に失われ、奪われている状態」であると指摘している。このような状態に陥る背景として、教育課程からの排除、市場経済からの排除、公的福祉からの排除に加え、自分自身からの「排除」があると分析している。

4.2 自己認識と社会的包摂

上述で挙げた事例のように、たとえ様々な工夫により司法へのアクセスが容易になるよう努力したとしても、現実にそれらが当事者自身によって拒絶される場合が存在する。

自分自身に対するラベリングや仲間内における認識が法システムや法

¹⁰ こうした問題についてのルポとして、例えば谷口（2010）。筆者はこれらの問題に関して複数の弁護士や福祉専門職に対し聞き取り調査を実施し、現在も継続している。

の制度的側面の活用を阻害する要因となっている場合もそれにあたる。社会的に排除されている人や「自ら進んで」ドロップアウトしている人は、司法や福祉を「敵」とみる傾向にある。制度自体が端的に不信の対象となっているのである¹¹。こうした、制度自体や社会自体に対する拒絶の背景として、仲間内における立場を守るというネガティブな連帯感が存在し、それが大人や社会に対する警戒感や拒絶感につながっているという指摘もなされている¹²。

このような「自己認識の分野における壁」が構造的に高く存在する状況において、「法教育」には何ができるであろうか。

以下では、その解決の契機に、自己肯定感の回復や、社会への信頼という、認識の枠組みにおける作用に注目し、司法書士が児童養護施設で展開する「法教育」実践を一例として分析し、その効果を検証していく。

5. 児童養護施設における「法教育」実践

5.1 急かされる「自立」

児童養護施設は、様々な事情により保護者と生活を共にすることができない子どもたちの生活拠点となる児童福祉施設であり、現在3万人を超える子どもたちが生活している¹³。原則として、2歳から18歳までの子どもを対象としているため、入所理由に改善が見られず家庭復帰ができなかった場合、中学卒業後に就労する子どもは15歳で、高校卒業後でも18歳での退所を余議なくされ「自立」が促される。

こうした状況を踏まえ、日本司法書士連合会では、2005年から全国の児童養護施設を訪問し法律教室を開催している。

¹¹ こうした学校権力への反抗を綿密なエスノグラフィーによって描き出した代表的な著作として、Willis (1977)。

¹² 少年事件や貧困状況に由来する事案に数多く接し実務の中で彼らと接する複数の弁護士から、司法や社会への拒絶の背景として、こうした仲間内における立場を守るという観点に加え、大人や社会からの拒絶に対する警戒感や自己防衛的な側面も含まれているのではないかという有益な示唆を得た。彼らの受け皿となる存在が確立できたとき、つまり承認や居場所の確保がなされたとき、仲間との縁が切れ次の一歩を踏み出せる例も多く存在するという。

¹³ 児童福祉法第41条に基づき設置。様々な理由で親とともに生活できなくなった子どもの養育を行う居住型の児童福祉施設を指す。

法律教室では、毎年全国の児童養護施設に法律教室開催案内を送付し希望のあった施設を訪問しているが、施設の特徴として子ども達は早い段階で社会に出ざるを得ない背景を持つため、法律教室で取り扱う内容は、主として悪徳商法などの被害予防をテーマにしたものや、クレジットカードの使い方、契約についての注意喚起、労働トラブルの事例をクイズ形式で出題するなどの内容を中心として行われてきた。

5.2 法的知識の啓蒙を超えて

このように、当初は、環境上どうしても急かされた「自立」を促される状況にある子どもたちに対して、社会に出たときにすぐに役立つ、実践的な法的知識の啓蒙を中心に活動が展開されていた。

しかしながら、こうした技術的な法的知識の啓蒙という枠組みを超えて、「法教育」実践の新たな効果が表れているという（石井2010: 53-56）。それは、「社会的資本とつながる力を持つ」ということである。施設にいる子どもたちには、親や親戚といった人的資本に恵まれていない場合が多く、加えて経済的にも困窮している場合が多い。虐待経験のある子どもも多く、大人や社会に対する不信感が存在しているのも事実であり、総じて自己評価や自己肯定感が低い状態にある子どもたちが多数を占める。このように、人的にも経済的にも十分な支援を受けられず、社会的に孤立していく現実が実際に存在している。「自立」を促されても「自立」するだけの基本的要素が彼らには乏しいのが現状である。

日司連では、このような「自立」が社会構造の中で十分に保障されていない現状を直視し、将来的に目指すべき「自立」とは社会関係資本につながる力を身に付けることであるという考えに立っている。困ったときには、決して一人で問題を抱え込まず、相談したり頼ったりできる信頼できる人間関係の基礎を作ることこそが本質的な意味での「自立」であるという考えに立ち、法律教室を通して「法教育」実践を展開している。

5.3 「法教育」実践で期待される効果

具体的には、「法教育」実践を展開することにより、以下のような効果が期待されている。

例えば、児童養護施設に職員でもなく子どもでもない司法書士が訪問することで、人生のロールモデルが限定されがちな子どもたちに第三者の大人が存在を認識させ将来のビジョンを持ってもらうきっかけを作ること。また、法律専門家という信頼に耐え得る人的資本の存在を認識することで、大人や社会に対する信頼感や安心感を涵養する効果も期待されているという。

人的資本や経済的基盤が不十分なままで社会に出ざるを得ない状況の子どもたちにとって、困ったときに適切な社会関係資本にたどり着ける力を培うこと、そのために不可欠となる社会や制度に対する信頼感を育むことは、まさに生きていくために必要不可欠な要素である。

「法教育」が市民性の向上を目指し、その市民性は最終的には包摂を意図していると捉えるならば、自ら問題を解決する能力の涵養や法的知識の啓蒙という従来の役割も一方で大切ではあるが、社会関係資本（social capital）につながる力を身に付けることを「法教育」実践におけるもう一方の側面として捉えることができる。

6. まとめ

本稿では、従来の「法教育」実践の枠組みとは別の側面における「法教育」の可能性を探ってきた。従来の実践を否定するものでは全くない。しかしながら現実社会への応答を迫られているという問題意識に立つとき、社会的包摂（social inclusion）の観点や、社会関係資本（social capital）につながる力を重視するという観点から「法教育」を捉え直す必要があるのではないかという問題提起を、先駆的取り組み事例の分析を通して行った。

もちろん、「法教育」実践はこのような役割のみに限定して行われるものでもないし、「法教育」だけがその役割を担うものでもない。しかしながら、市民性の向上や社会への参加を目指す「法教育」において、社会的排除の状況を直視し、応答する必要がある。

児童養護施設において展開されている「法教育」実践では、法的知識の啓蒙とともに、社会関係資本（social capital）とつながる力に着目した取り組みがなされていた。急かされた「自立」を継続的に支え、社会的な

孤立化を防ぐことにより、真の意味で「自立」が可能な状態を包括的に支援するという取り組みは、社会的包摂という観点から「法教育」実践を捉え直す場面において大きな可能性を示している。

今後の課題としては、自己肯定感や承認という作用と社会的包摂との関連を、より具体的に調査していくことが挙げられる。今後は、このような問題関心に基づき、実際にフィールドワーク調査に赴きながら、実証的に研究を深めていきたい。

参考文献

- 石井寛昭（2010）「児童養護施設で暮らす子どもたち——現状と課題」市民と司法63号。
- 岩田正美（2008）『社会的排除——参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣。
- 江口勇治（2003）『世界の法教育』現代人文社。
- 大村敦志・土井真一編著（2009）『法教育の目指すもの——その実践に向けて』商事法務。
- 司法制度改革審議会（2001）「司法制度改革審議会意見書」。
- ジュリスト（2010）「特集1：法教育と法律学の課題」1404号。
- 谷口太規（2010）「公益弁護士論」法学セミナー670号。
- 日本弁護士連合会（2010）『弁護士白書2010年度版』。
- 橋場典子（2011）「社会的包摂と法教育」法社会学第75号。
- 法学セミナー（2010）「特集：なぜいま『法教育』か——学校教育で法を教える」662号。
- 法教育研究会報告書（2004）「我が国における法教育の普及・発展を目指して——新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために」。
- 法社会学第75号（2011）「特集：法の教育」有斐閣。
- 文部科学省（2008）「小学校学習指導要領」。
- 文部科学省（2010）「中学校学習指導要領」。
- 湯浅誠（2008）『反貧困』岩波新書。
- Robert D.Putnam（2000-2006）『孤独なボウリング——米国コミュニティの崩壊と再生』（柴内康文訳）柏書房。
- Willis, Paul（1977-1985）『ハマータウンの野郎ども』（熊沢誠・山田潤訳）筑摩書房。